ている者が地域の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用の集積を図る目的をもつて農用地等を買い入れて、当該農用地等を売り渡し、又は交換する（売渡し又は交換までの間に一時的に貸し付けることを含む。）ために所有権の移転を受ける場合（次号に掲げる場合を除く。）	
二の二　市町村等のうち利用権の設定等と併せて行う新たに農業経営を営もうとする者に農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修を行う事業を継続的に実施している者が当該事業を実施するために利用権の設定等を受ける場合	
三～七　（略）	
（農用地利用集積計画の作成の申出）	
第十九条　法第十八条第五項の規定による申出は、当該申出をしようとする農用地利用改善事業を行う団体、農業協同組合又は土地改良区の代表者が法第十八条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部を記載した書面を添えてするものとする。	
（権限の委任）	
第二十七条　法に規定する農林水産大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方農政局長に委任する。ただし、第二号及び第三号に掲げる権限については、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。	
一　法第六条第六項の規定による権限（当該地方農政局長が認定をした農業経営改善計画に係るものに限る。）	
二　法第十三条の二の規定による権限（同条第一項の二以上の同意市町村の区域が一の地方農政局の管轄区域内のみにある場合における農業経営改善計画に係るものに限る。）	
三　法第三十条の二の規定による権限	
	（新設）
三～七　（略）	
（農用地利用集積計画の作成の申出）	
第十九条　法第十八条第五項の規定による申出は、当該申出をしようとする農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善事業を行う団体、農業協同組合又は土地改良区の代表者が法第十八条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部を記載した書面を添えてするものとする。	
	（新設）

（農地法施行規則の一部改正）

第五条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請）	（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請）
第十条　（略）	**第十条**　（略）
2　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　権利を取得しようとする者が法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び令第二条第一項第一号ロに規定する法人を除く。）である場合には、その定款又は寄附行為の写し	二　権利を取得しようとする者が法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び令第二条第一項第一号ロに規定する法人を除く。第十九条第二項第一号において同じ。）である場合には、その定款又は寄附行為の写し
三～十　（略）	三～十　（略）
（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項）	（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項）
第十一条　令第一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	**第十一条**　令第一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　権利を取得しようとする者が法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けようとする場合には、次に掲げる事項	十二　権利を取得しようとする者が法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けようとする場合には、次に掲げる事項
イ　（略）	イ　（略）
ロ　その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等（法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。次号ロにおいて同じ。）のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況及び権利の取得後における従事計画	ロ　その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等（法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。次号ロ及び第十九条第一項第六号において同じ。）のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況及び権利の取得後における従事計画
十三・十四　（略）	十三・十四　（略）
2　（略）	2　（略）
第十九条　（略）	**第十八条の二**　（略）